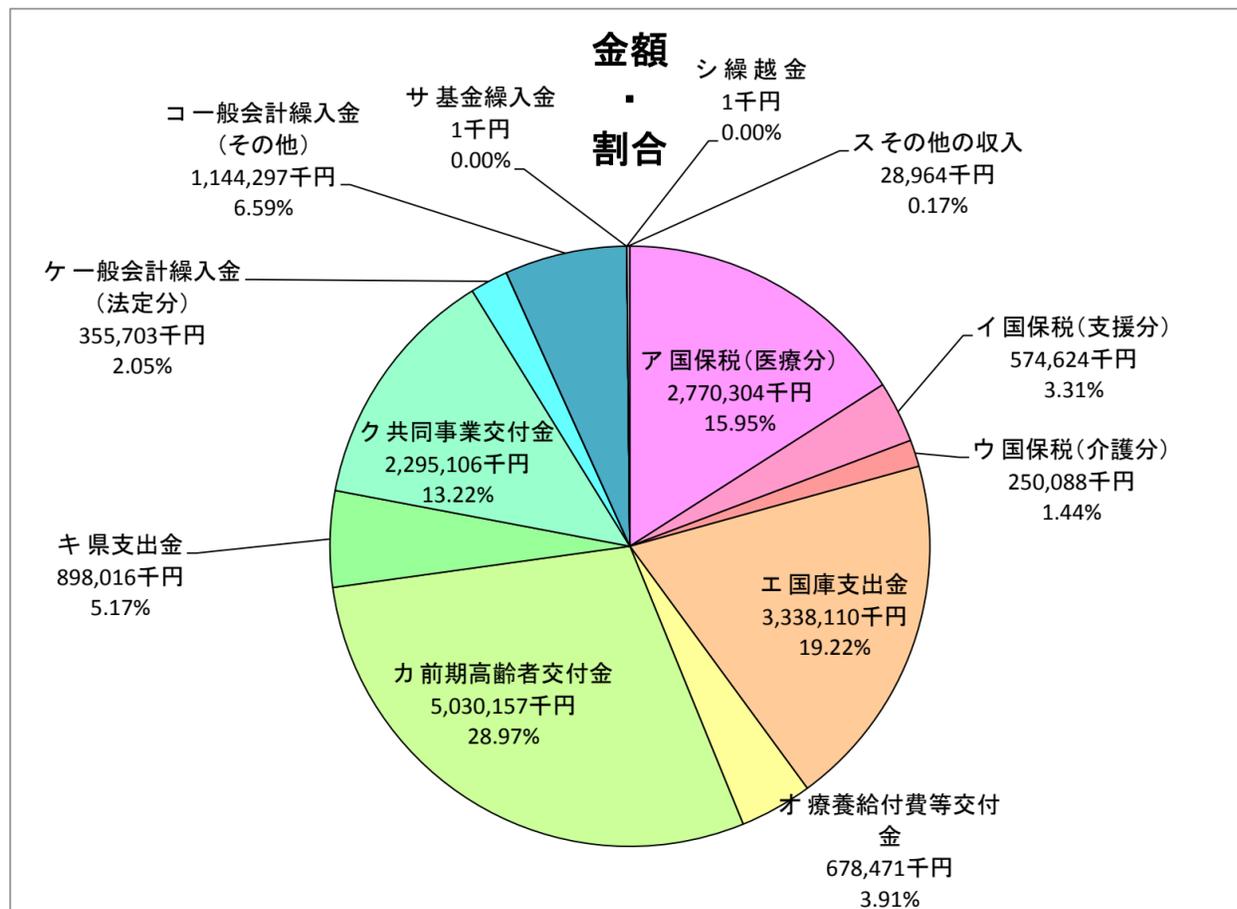
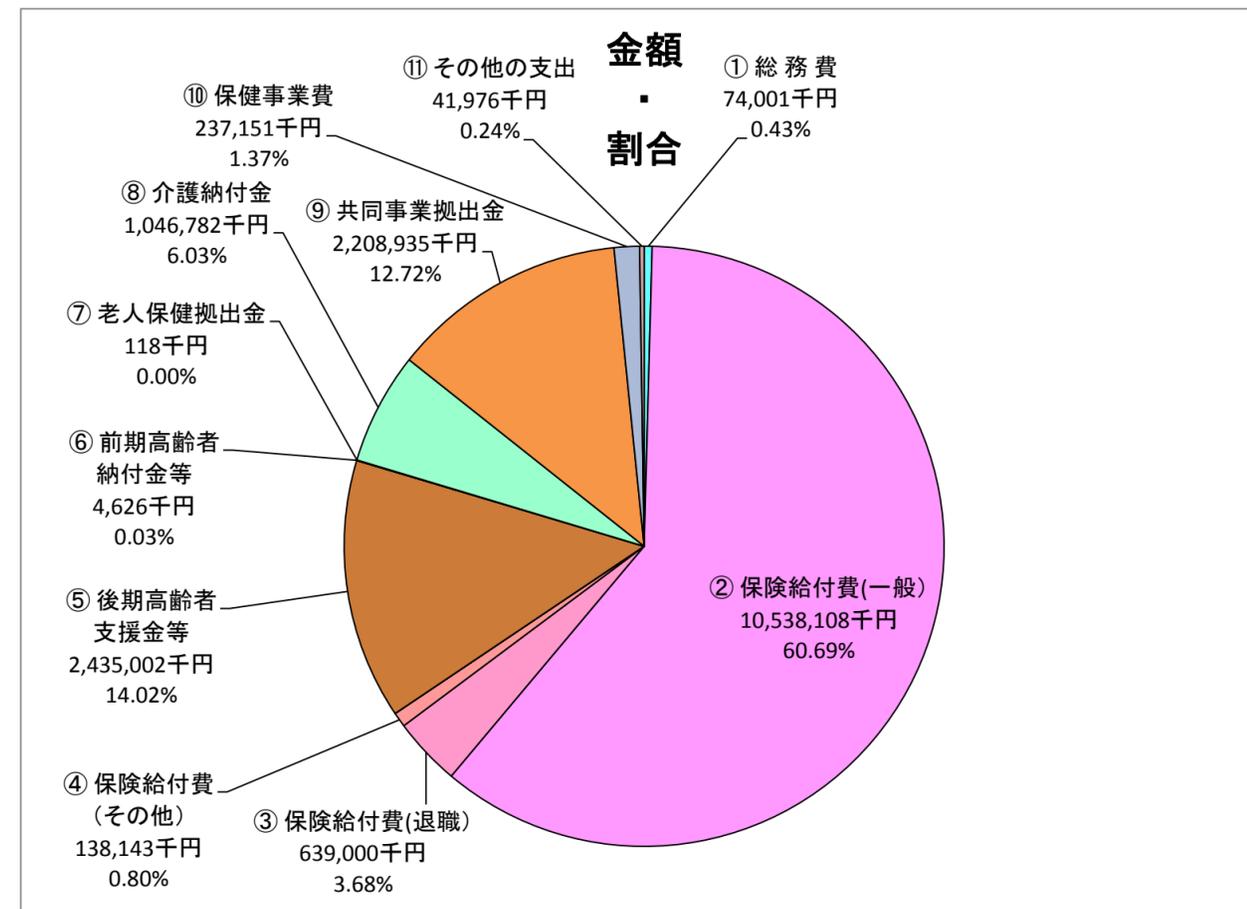


平成26年度国民健康保険特別会計当初予算概要(歳入)



< 歳入 >		(千円)	説明
歳入科目		説明	
ア	国保税(医療分)	2,770,304	加入者の②③④保険給付費⑥前期高齢者納付金⑦老人保健拠出金⑩保険事業費の健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	574,624	⑤後期高齢者支援金等の納付に要するのための税
ウ	国保税(介護分)	250,088	⑧介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳までが対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金)	3,338,110	②一般被保険者分の保険給付費の32%相当が国から補填 ⑤後期高齢者支援金の32%相当が国から補填 ⑧介護納付金の32%相当が国から補填 ⑩保健事業費の特定健診・保健指導の費用の1/3が国から補填
オ	療養給付費等交付金	678,471	③退職被保険者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	5,030,157	⑥65歳から74歳までの前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	898,016	②、⑤、⑧の9%相当が県から補填、⑩特定健診等の費用の1/3が県から補填
ク	共同事業交付金	2,295,106	⑨共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト10万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	355,703	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、 ④出産育児諸費のうち出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	1,144,297	市の一般会計からの繰入金(税収不足分等への補填)
サ	基金繰入金	1	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填)
シ	繰越金	1	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	28,964	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者行為に係る医療費等の保険者負担分)等
歳入合計		17,363,842	

平成26年度国民健康保険特別会計当初予算概要(歳出)



< 歳出 >		(千円)	説明
歳出科目		説明	
①	総務費	74,001	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	10,538,108	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	639,000	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	保険給付費(その他)	138,143	保険給付費のうち②、③以外の費用で、審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭諸費
⑤	後期高齢者支援金等	2,435,002	後期高齢者医療制度を財政支援するための保険者負担分
⑥	前期高齢者納付金等	4,626	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整するための保険者負担分
⑦	老人保健拠出金	118	老人保健制度の医療費精算分の保険者負担分
⑧	介護納付金	1,046,782	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳までが負担する費用
⑨	共同事業拠出金	2,208,935	ク共同事業交付金の対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑩	保健事業費	237,151	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知等にかかる経費
⑪	その他の支出	41,976	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		17,363,842	

退職被保険者: 65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその被扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。